

所 属	協働推進課
所属長	西田 真弓
電 話	06-6489-6153

## 尼崎市と武庫川女子大学は、包括連携協定を締結します

### 1 概要

尼崎市は、3月2日火曜日に、武庫川女子大学（武庫川女子大学短期大学部を含む。以下同じ。）と包括連携協定を締結します。

武庫川女子大学は、令和2年度の経営学部新設を契機として、今後本市をはじめ、周辺地域の様々な主体との連携・協力を通じた人材育成を強化し、これを通じて当該地域の一層の活性化を図っています。

本市と同学とはこれまでも、本市地域課主催イベントへの参画など、様々な事業において連携・協力した取組を行ってきた関係にあり、今後も、観光分野における協力を予定しています。

この度の協定締結を機に、これまで以上に強固なパートナーシップを形成し、本市各施策のより効果的な展開を図り、より良いまちづくりを共に進めていきます。



### 2 期間

協定締結日（令和3年3月2日）から令和4年3月31日まで（1年毎に更新）

### 3 主な連携内容

- ・地域コミュニティの活性化に関すること
- ・生涯学習及び健康・スポーツの増進に関すること
- ・学術・研究、教育の充実、子ども・子育てに関すること
- ・くらしやすい住環境・都市機能の形成に関すること

ほか、計9項目

### 4 締結式

と き 令和3年3月2日 火曜日 14時から  
と ころ 尼崎市役所 本庁舎南館2階 市長室  
出席者 尼崎市長 稲村和美  
武庫川女子大学学長 瀬口和義氏

以 上



## 尼崎市と武庫川女子大学との包括連携協定書

尼崎市（以下「甲」という。）と武庫川女子大学（武庫川女子大学短期大学部を含む。以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が包括的な連携のもと、まちづくりに係る幅広い分野で相互に協力し、互いの強みを出し合うとともに人的資源の交流を図りながら、まちの課題の解決や地域の一層の活性化、市民サービスの向上を図ることを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携及び協力する。

- （1） 地域コミュニティの活性化に関すること
- （2） 生涯学習及び健康・スポーツの増進に関すること
- （3） 学術・研究、教育の充実、子ども・子育てに関すること
- （4） 人権の尊重・多文化共生・男女共同参画の推進に関すること
- （5） 地域福祉など、社会福祉の推進に関すること
- （6） 防災・防犯など、安全・安心に関すること
- （7） 産業、観光など、地域経済の発展やまちの魅力の向上に関すること
- （8） 暮らしやすい住環境・都市機能の形成に関すること
- （9） 人材育成に関すること
- （10） 前各号のほか、本協定の目的のために必要と認める事項

### （連絡調整及び定期的な協議）

第3条 甲及び乙は、前条に定める事項の円滑な推進を図るため、それぞれの連携事項について連絡調整に関する担当部署を定めるとともに、定期的に協議を行うものとする。

### （協定の期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1カ月前までに、甲又は乙のいずれからも書面をもって更新しない旨の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、連携事項の実施に当たって知り得た相手方の機密情報を、その承認を得ないで他に漏らす事があってはならない。

2 前項の規定は、本協定の有効期間満了後も効力を有するものとする。

(協定の変更)

第6条 甲又は乙のいずれかが協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

(その他)

第7条 本協定書に定める事項に関する細目については、別途協議して定めるものとする。

2 本協定書に定めのない事項及びこの協定書に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議の上、これを取り決めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名捺印の上、各々1通を保有する。

令和3年3月2日

(甲) 尼崎市東七松町1丁目23番1号

(乙) 兵庫県西宮市池開町6番46号

尼崎市長

武庫川女子大学 学長

稲村 和美 (自署)

瀬口 和義 (自署)